

仕様書

1 業務名

令和8年度ひだかクラウドファンディング活用推進プロジェクト業務委託

2 業務目的

御坊市及び日高郡（以下「日高管内」という。）の地域団体等が自主的・継続的に活動できる土壌を醸成し、持続可能な地域づくりを促進するため、クラウドファンディング（以下「CF」という。）を活用した資金調達の手法を実践的に支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 支援対象

（1）対象者

日高振興局が選定した支援対象団体（管内で地域貢献活動に取り組むNPOや地域団体等のうち、地域課題の解決に自主的・自発的に取り組む営利を目的としない団体）（以下「支援対象団体」という。）

（2）対象事業

管内における地域課題の解決や地域の活性化に向けた活動であること。

（3）支援件数

受託者が公募時の見積書（様式4）において記載した支援可能件数（提案限度額690千円の範囲内で、受託者が実施可能として提案した支援対象団体数）を上限とする。

なお、実際の支援対象団体数は、当該上限件数の範囲内で日高振興局が選定する。

5 業務の内容

上記2の目的を達成するため、支援対象団体に対し、以下に掲げる伴走支援を実施すること。

（1）CFセミナーの実施

御坊市及び日高郡でCFを実施することに興味のある地域づくり団体に対して、CFのセミナーを実施すること。

（2）クラウドファンディング（READYFOR）掲載ページの作成支援

ア CF掲載ページの作成に係る支援を行うこと。

なお、READYFOR の All-or-Nothing 方式（目的金額に達した場合のみ資金を受け取る方式）で実施すること。

イ 支援対象団体と協働し、寄付者が団体の活動目的・使途・想いを明確に理解できる掲載ページの共同作成を行うこと。

ウ 掲載ページの内容は READYFOR に提出前に振興局の確認を得ること。

エ 寄付の公告（募集期間）は 4 5 日間実施し、令和 9 年 3 月 1 5 日までに寄付期間を終了させること。

オ 支援対象団体 1 件あたりの寄付額の目標額は最低でも 1, 0 0 0 千円を想定しており、各団体の目標達成に向け全力で伴走支援を行うこと。

カ CF ページ公開後、支援対象団体が「活動報告」機能を活用した定期的な情報発信が行えるよう、その重要性と方法について指導・支援すること。

（３）返礼品に関する助言・支援

ア 返礼品の設計支援

支援対象団体が提供する返礼品について、寄付額段階に応じた適切な構成・内容となるよう、助言すること。

イ 返礼品管理体制の構築支援

返礼品の品質管理・調達・発送スケジュールについて、実行体制を整える助言を行うこと。

ウ 法令遵守の指導

返礼品に関する法令・ルールへの適合性を確認し、支援対象団体に指導すること。

（４）PR 方法等の提案及び支援

ア CF 実施期間中の情報発信方法（SNS・メディア活用等）について具体的な提案を行い、支援対象団体が効果的に PR を実施できるよう支援すること。

イ CF 実施期間中は進捗状況を定期的に確認し、目標達成に向けた継続的な助言及び支援を行うこと。

（５）独自の取組

上記のほか、「２ 業務目的」を達成するために有効と思える取組が委託料の範囲で可能な場合は、企画提案すること。

なお、上記（１）から（５）までにかかるすべての経費は委託料に計上することとする。

6 納品物と納入期限

実績報告書

令和 9 年 3 月 3 1 日までに電子データで提出すること。

7 再委託

再委託は、認めない。

8 その他

- (1) 個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を整備し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 10 月 5 日条例第 38 号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。また、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。これらのことは本契約終了後においても同様とする。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時県に報告するとともに、適宜行う打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (3) 本事業の目的を達成するため、県が実施する他の地域づくり関連事業及び委託事業者と連携を図ることで、相乗効果を上げること。
- (4) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価格が 10 万円以上の物品については、県に帰属するものとし、本事業終了後に引き渡すこと。
- (5) 本業務における成果品は全て県に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書にないものや疑義が生じた場合は、県及び受託者の協議により決めるものとする。
- (7) 事業完了後 5 年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員の検査に協力すること。